

## 自転車保険等への加入及び自転車安全利用の促進等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と【締結先企業・団体名（別紙1参照）】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的及び定義）

- 第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携・協力することにより、自転車保険等への加入及び千葉市内における自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。
- 2 本協定における用語の意義は、千葉市自転車を活用したまちづくり条例（平成29年3月21日条例第8号。以下「条例」という。）第2条各号に定めるところによる。

### （連携・協力事項等）

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するとともに、相互に情報及び意見の交換に努めるものとする。
- （1）市民等・事業者が加入しやすい自転車保険等の提供
  - （2）市民等・事業者への自転車保険等の情報提供と相談窓口の確保
  - （3）条例の規定事項に関する周知・広報
  - （4）交通安全教育の実施
  - （5）前各号に掲げるもののほか、自転車の安全利用の促進や交通安全の推進にかかる各種取組み

### （有効期間）

- 第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は、有効期間が満了する日から1年間延長するものとし、その後も同様とする。

### （守秘義務）

- 第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

(協定内容の変更)

第5条 甲及び乙は、本協定を変更する必要がある場合においては、その都度、甲乙協議のうえ必要な変更を行うものとする。

(その他)

第6条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合においては、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印し、各自1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲：千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊谷 俊人

乙：【締結先企業・団体名（別紙1参照）】

## 締結先企業・団体名

協定締結先	所在地
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 千葉支店 支店長 安藤 憲嗣	千葉市中央区登戸1丁目21番 8号
A I G 損害保険株式会社 執行役員 首都圏地域事業本部長 新垣 嘉章	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル
a u 損害保険株式会社 代表取締役社長 遠藤 隆興	東京都港区港南1-6-34 品川イースト2F
全国労働者共済生活協同組合連合会 関東統括本部長 廣田 政巳	東京都渋谷区代々木2-12-1 0 8F
損害保険ジャパン日本興亜株式会社 執行役員 千葉本部長 村木 正大	千葉市中央区千葉港8-4
東京海上日動火災保険株式会社 千葉支店長 川杉 朋弘	千葉市中央区新千葉1-4-3 WESTRIO 千葉フコク生命ビル11 階